

あなたの健康づくりへの取組みで保険料率が変わる！？

インセンティブ（報奨金）制度について

協会けんぽでは、加入者及び事業主の健康づくりへの取組みにより、健康度の向上と、将来の医療費適正化につなげるため、インセンティブ（報奨金）制度を導入しております。協会けんぽの支部（都道府県に1つずつ設置）ごとの加入者及び事業主の取組みを5つの指標に基づいて評価し、その結果、上位15支部に対して、インセンティブが付与され、都道府県保険料率に反映されます。

何を評価されるの？

どうすればいいの？

5つの評価指標


1

特定健診等の実施率



2

特定保健指導の実施率



3


特定保健指導対象者の減少率

4

医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

5

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合



皆様に取り組みをお願いしたいこと

| | |
|-----|--|
| 加入者 | 健康診断を毎年受診してください。 お勤めの方…「生活習慣病予防健診」 ご家族の方…「特定健診」 |
| 事業主 | <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診をご利用ください。 事業者健診を実施している場合は、健診結果のデータを協会けんぽへご提出ください。 |
| 該当者 | 健康診断の結果で「生活改善が必要」と判定された場合には特定保健指導をご利用ください。 |
| 事業主 | 特定保健指導は、主に保健師が事業所を訪問して実施します。事業主様は、従業員の方が特定保健指導を利用しやすいよう、保健指導実施場所の提供や勤務時間の配慮にご協力ください。 |
| 該当者 | <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導は保健師等の指示に従い、中断することなく最後まで継続しましょう。 日ごろから健康づくりに取り組み、特定保健指導の対象にならないような生活を送りましょう |
| 該当者 | 健診の結果、「血圧、血糖値が要治療（再検査含む）」と判定された方は、必ず医療機関を受診してください。 |
| 事業主 | 従業員の健診結果を把握し、「要治療者」と判定された方に対して受診を促してください。 |
| 加入者 | 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に相談のうえ、「ジェネリック医薬品」を積極的にご利用ください。 |

インセンティブ（報奨金）制度のチェックポイント

①インセンティブ（報奨金）制度導入の経緯

これまで全保険者共通であった「後期高齢者支援金の加算・減算制度(※1)」が見直しをされ、協会けんぽでは平成30年度からインセンティブ制度を導入し、その実績を2年後の令和2年度以降の各都道府県支部の保険料率に反映させることになりました。

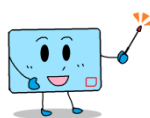
(※1 後期高齢者医療制度への支援金の割合を、各保険者の特定健診・保健指導の実施率によって決定する制度)



保険者ごとの基盤、規模、特性等を踏まえて、新たなインセンティブ制度として見直しがされ、協会けんぽは独自のインセンティブ制度を導入することになりました。

②「インセンティブ」の付与とは？

インセンティブの本来の意味は、報奨金、奨励金などに和訳され、「ある者に対して動機付けするような刺激となるもの」をいいます。インセンティブ制度は、5つの評価指標に基づいて支部の実績を評価、順位づけを行い、その結果、上位15支部に対して得点数に応じたインセンティブ（報奨金）を付与することとしており、その結果が都道府県保険料率に反映されます。



5つの評価指標で上位15支部に入ると、インセンティブ（報奨金）が付与されます。

③インセンティブ（報奨金）制度の財源負担

インセンティブ制度の財源は、全支部から一律0.01%を従来の保険料率(※2)に上乗せして拠出していくことになります。

▼上乗せされる保険料率

1. 令和4年度保険料率 0.007%加算（令和2年度実績が反映）
2. 令和5年度以降保険料率 0.01%加算（令和3年度以降の実績が反映）

(※2全支部一律の保険料率である「後期高齢者にかかる保険料率」)

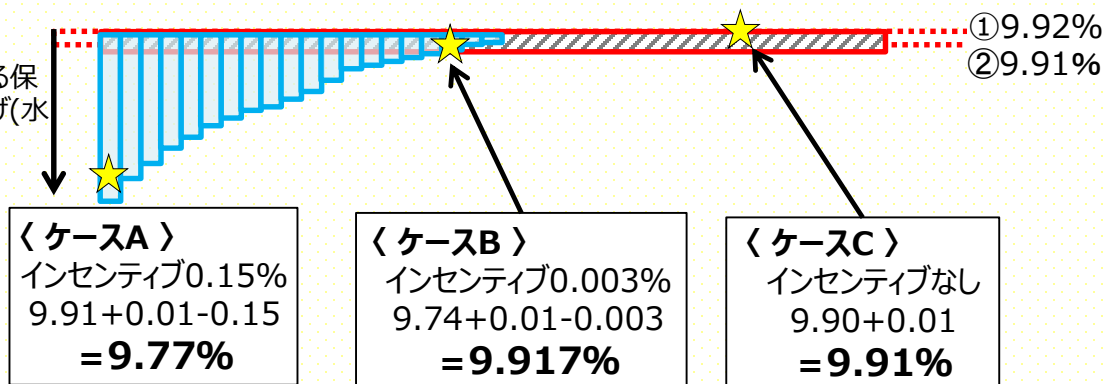
財源は各支部が、一律に負担します。

インセンティブ（報奨金）制度で保険料率はどうなる？

岩手支部の保険料を9.90%とした場合で試算した場合、インセンティブ制度（0.01%の拠出あり）導入後の保険料率は下記のケースA～Cの様になります。

①財源拠出後の保険料率
②財源拠出前の保険料率

インセンティブによる保険料率の引き下げ(水色部分)



インセンティブ（報奨金）制度についてのお問い合わせはこちらまで